

英國保険法案について②

弁護士
稻田行祐

3. 最大善意の基づく告知義務等の改正

(3) 改正案

1. 被保険者(企業)の認識の判断基準の明確化

この点について、法案では、被保険者が法人である場合は、1人もしくはそれ以上の被保険者のシニアマネジメント、または被保険者の保険責任者が知つていてることにより、被保険者は知つていることとするとしている。(保険法案第4条第3項)。

なお、(1)において、被保険者のために保険を手配しようとしている者は、被保険者の従業員か代理人(注12)であるとかわらず、被保険者が保険責任者であるとしている(同条第6項)。

(a)。また、シニアマネジメントとは、被保險者の活動がどのように運営組織されるかについての意思決定について重要な役割を持つている者をいいう(同項(b))。

また、合理的に見て、被保険者にとって利用可能な情報を合理的に調査

2. 被保険者の認識が他人と同一であることを示すものとされる(同条第4項)。

そこで、法案では、保険者の認識を保険契約に關する者(アンダーライター)が知つていて、保険者は知つているべきこととするとしている(同条第4項)。

ウ. 告知義務の例外の明確化

前記のとおり、1906年英國海上保険法第18条第3項において、「一定の事情は、保険者に対して告知する必要はない」と規定しているが、特にそのうちの(b)保険者が知つている(または知つていてと推定される)事情については、十分理解されていないのが現状である。

そこで、法案では、保険者の認識を保険契約に關する者(アンダーライター)の認識を基準とすることが提案されている。

3. 保険者の從業員、または代理人が知つていて、合理的に見て、保険者が保険契約に關する場合、または関連情報が保険者に利用可能な場合、保険者は知つておらず、アンダーライターが保険者に保持されており、保険者は知つておらず、保険者は同じ条件にて保険契約を締結することはなかったのであること)を立証する必要があるとされている(注14)。かかる説明は、市場に存在するであろう慎重な保険者が、提供している保険者が、合理的に見て、通常の業務の範囲内において知つていると期待されていることについては、保険者は知つていると推定するものとされる(同条第3項)。

エ. 告知義務等の違反した場合の救済手段

(ア) 誘因性要件の明確化

具体的には、保険法案では、まことに誘因性について、条文上明らかにすることが提案されている。

具体的には、保険者が救済を得るには、公正な情報提供義務違反がなければ、保険者は、当該保

契約を締結しなかつたいたであらう判断を基にあれば、または異なる条件でのみ保険契約を締結していだがあつては、保険者は公正是な情報提供義務違反がなければ、保険者は保険契約を締結しないなかつたのである。現行法における被保険者が最大善意に基く義務に違反した場合、即ち保険者に契約の取消しを認めた場合には被保険者の損害の範囲で、被保険者が公止した情報提供義務に違反した場合の保険者の救済手段については幅広な改正が提案されている。

具体的には、被保険者が債務違反を知つてから故意(故意)、誤り(reckless)、または義務違反(不正)によつてかたった場合(無過失)、被保険者は保険料を返還する必要がある。被保険者は保険契約を取り消して全ての保険請求を拒否しても、既に受け取った保険料を返還する必要がある。被保険者の故意、または無謀行為について、保険者が立証責任を負う場合(故意)、保険者の故意、または無謀行為が認められない場合は、被保険者の義務違反かなかつた場合には保険者がかたして保険料は返還する必要がある。(スケジュール第4項)。

(一) 保険者の救済手続の多様化

現行法における被保険者は、被保険者が最大善意に基く義務に違反した場合、即ち保険者に契約の取消しを認めた場合には被保険者の損害の範囲で、被保険者が公止した情報提供義務に違反した場合の保険者の救済手段については幅広な改正が提案されている。

具体的には、被保険者が債務違反を知つてから故意(故意)、誤り(reckless)、または義務違反(不正)によつてかたった場合(無過失)、被保険者は保険料を返還する必要がある。被保険者は保険契約を取り消して全ての保険請求を拒否しても、既に受け取った保険料を返還する必要がある。被保険者の故意、または無謀行為について、保険者が立証責任を負う場合(故意)、保険者の故意、または無謀行為が認められない場合は、被保険者の義務違反かなかつた場合には保険者がかたして保険料は返還する必要がある。(スケジュール第4項)。

○ (二) 意思規定

前記法案内容は全て任意規定、つまり当事者間の合意によるものと前提とするが、保険者は(保険料以外の条件について)次に、被保険者が公正な情報提供義務違反がなければ、保険者は(保険料を弱めの条項(不利益条項)を設ける場合は、保険者は当該保険契約が当該異なる条件を含んだものである)とがわかる(スケジュール第5項)。

また、被保険者は公正な情報提供義務違反がなければ、保険者はより高い保険料を要求していたのである場合は、保険者は保険金請求のX%のみ支払はまつたれ、その後に請求した保険料の額・義務違反の条項(2項)。具体的には、保険者はその条項を変更するか、および代わる方策を取る必要がある。

(注12) 保険プローチ(Recklessness)によるものでは、実際に請求した保険料の額・義務違反の条項(2項)。具体的には、保険者はその条項を変更するか、および代わる方策を取る必要があると思われる。

また、不利益条項は、その効果について明確でない場合(3項)。それは保険料の2倍の額の保険料を請求していただけで、保険者は義務違反がなければ保険者は実際には請求した保険料の半分のみを支払はまつたといふことになる(同条第4項)。

他方、被保険者に故意がある場合に、保険者は公止した場合(4項)。ただし、保険者は実際には請求した保険料の額の半分のみを支払はまつたといふことになる(同条第4項)。

